

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
鹿児島市	皆与志町皆房（皆房上方限、下方限）	令和5年3月22日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	6.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4.2ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	3.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0ha
(備考)	

注1：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

当地区では、自家用水稻の作付が主であるが、狭小かつ不整形で排水不良な農地もあり、耕作条件の悪い農地は遊休農地となっている。また、イノシシ等の有害鳥獣による被害も深刻化しており、生産意欲の低下を招いている。10年後には75歳以上になる耕作者が約7割に達するなど、農業者の高齢化がさらに進むため、今後耕作を引き継いでいく後継者や地区外からの担い手が耕作しやすい環境を整える必要がある。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

耕作条件改善のため基盤整備を推進し、今後、中心経営体となる者が効率的に耕作できるようにする。

耕作ができなくなった農地は、地区内の農業者による引き受けを調整するほか、地区外から入作を希望する者の受け入れを行う。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

基盤整備事業の実施に向けて、所有者の意向把握に取り組む。

有害鳥獣被害対策事業等を活用し、電気柵等の侵入防止柵の整備に取り組む。

借り手がいない遊休農地を、町内会等地域全体で管理していく方法を検討する。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

